	変更後		変更前		
市名	区域の 区分	区域の範囲	市名	区域の 区分	区域の範囲
第		住居専用地域の定めのある地域			住居専用地域の定めのある地域
第	.,	住居地域等の定めのある地域	尾道市		住居地域等の定めのある地域、御調町の方市・字長藪・字河原・字長藪・字河原・字で表す。)及び字神東及び字神郷の地域に限る。)の地域に限る。)のがは、因島土生のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

変更後	変更前		
	地域、因島椋浦町のうち字中屋敷・字扇平良ノ		
	上・字城見屋敷・字防ノ奥・字大空・字三庄越・		
	字ケ峯及び字向の地域、因島鏡浦町のうち字小		
	谷・字浜床・字石ノ平・字沖の田・字梶平・字		
	久保里・字川の上・字扇平・字久保側・字向ケ		
	井・字大段及び字田の向の地域、因島外浦町の		
	うち字宮ノ谷・字西郷・字日和・字向山・字東		
	郷・字浜床及び字平田の地域のうち用途地域の		
	定めのない地域並びに字正入道・字小丸・字西		
	の奥及び字住吉の地域、因島中庄町のうち字片		
	山・字日寄越・字惣入道・字山ノ神・字熊ケ原・		
	字熊迫・字腰林・字大木原・字休処・字平ケ谷・		
	字奥山・字蓮葉・字中屋山・字大山・字摺・字		
	槌之子谷・字風呂山・字青陰・字出雲地・字吉		
	畑・字燕雀石・字太郎右衛門谷・字開地・字八		
	平谷・字山中及び字奥古江を除く地域、因島田		
	熊町のうち字井ノ元・字小越中・字大越中・字		
	名駒・字足摺(県道西浦三庄田熊線以西の地域		
	に限る。)・字釣ケ濱・字八石・字鳶巣・字鳫		
	崎・字船附・字西浦・字崎西浦・字女郎濱・字		
	黒崎・字九俵山・字枯柿・字宮崎・字扮松・字		
	越・字城・字龍王・字横山及び字山伏山を除く		
	地域、因島大浜町のうち字干鼻・字東峠及び字		
	本峠の地域のうち用途地域の定めのない地域並		
	びに字小浜・字倉谷・字下大江・字上大江・字		
	沖畠・字中田・字大場所・字天神尾・字反迫・		

変更後		変更前		
		字清水・字沢崎(一般国道三一七号以東の地域		
		を除く。)・字才崎・字西浜・字宮前・字黄番・		
		字松井・字久保・字前田・字中浜・字田中・字		
		蛇川・字東町・字仙場新開・字阿柄谷及び字西		
		峠の地域、因島重井町のうち字細口・字宮崎・		
		字宮沖新開・字伊浜新開・字小林・字小田之浦		
		及び字久保(それぞれ県道西浦三庄田熊線以西		
		の地域を除く。)並びに字清水・字宮ノ上・字		
		伊浜・字脇田・字峰越・字川口・字舟原・字大		
		田・字壱町田・字青木・字山之神・字上坂・字		
		須越・字砂田・字有濱・字北和貞・字和貞・字		
		郷山田・字一之宮・字胡山・字長浜・字大早・		
		字崎浜・字相浜・字播磨・字明神・字片山及び		
		字樋口のうち用途地域の定めのない地域並びに		
		字山崎・字三反田・字平谷・字浜田・字要谷・		
		字備国谷・字大浦・字籔ケ谷・字大口細・字寺		
		之後・字北浦及び字小細の地域、因島原町のう		
		ち字先和田・字中和田・字岡和田・字金山・字		
		東和田・字浜谷・字畑中・字丁塚・字畑岡・字		
		土居西・字西向・字西山・字西岡・字中西・字		
		土居・字橋本・字宗友・字赤羽・字中郷・字中		
		井津・字小田西・字小田・字上條・字横道・字		
		岡田・字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高		
		木・字高屋・字大開・字山條・字福部岡・字福		
		部及び字福部浜の地域、因島洲江町のうち字端		
		ノ上・字端・字松井開・字浜床・字亀ノ甲・字		

変更後	変更前		
変更後 第三種 商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定 区域 めのない地域	変更前 城ケ谷・字曽良・字江尻・字盛勝・字五反・字 岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲川・字石 原・字道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸ノ水・字登上り及び字赤崎の地域並びに瀬戸田町のうち林(字西沖田・三三五番地までの地域を除く。)及び字得納(県道生口島循環線以北の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域に限る。)の地域で関る。)の地域の方ちそれぞれ用途地域の定めのない地域の 商業地域等の定めのある地域および用途地域の 定めのない地域(御調町にあつては仁野(字沼田の地域に限る。)、三郎丸、大蔵、白太、本、大町、中原、平、岩根、貝ケ原、高尾、大田、丸河南、丸門田、徳永(字実森及び字石丸の地域に限る。)及び神(字神西の地域に限る。)の地域、向島町にあつては字神本、字が田谷、字大追ノ奥、字行者平、字一般丸、字が田谷、字子世ノ木、字神ノ木端、字字月側、字小豆山、字積条、字大池尻、字半月、字神宮寺山北、字東京末、字清水、字清水、字神宮寺山北、字東東に、字字上大子、字山中谷、字井斯広、字矢垣内、字工大子、字山中谷、字井		

変更後	変更前		
	ノ前、字土井ノ下、字土井ノ上、字小玉屋東平、		
	字小玉屋西平、字向上、字御堂垣、字寺ノ後、		
	字馬神、字大工谷、字前ノ平、字鬼ケ崎、字後		
	谷、字北床、字荷造山、字広道、字越戸、字天		
	ノ河、字鸚鵡谷、字白方谷、字峠北平及び字峠		
	の地域、因島土生町にあつては字荒神平、字城		
	ノ平、字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、		
	字崎安郷及び字小長崎奥の地域、因島三庄町に		
	あつては字家老渡、字安郷及び字先安郷の地域、		
	因島外浦町にあつては字梶浜、字内梶、字小苅		
	又及び字大苅又の地域、因島田熊町にあつては		
	字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、字足		
	摺(県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。)、		
	字釣ケ濱、字八石、字鳶巣、字鳫崎、字船附、		
	字西浦、字崎西浦、字女郎濱及び字黒崎の地域、		
	因島大浜町にあつては字椎木、字添川、字深谷、		
	字北崎、字倉谷新開及び字沢崎(一般国道三一		
	七号以東の地域に限る。)の地域、因島重井町		
	にあつては字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊		
	浜新開、字小林、字小田之浦及び字久保(それ		
	ぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。)、		
	字深浦、字馬神新開、字北浜、字鬼岩、字通谷、		
	字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、		
	字三ツ池、字東風浜、字葛石、字先勘口、字勘		
	口、字深浦新開及び字馬神山の地域、因島原町		
	にあつては字竹浜、字亀浜、字畑浜、字土居浜、		

	変更前		
第四種 工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	字梅浜、字潰浜、字中川及び字波戸岡の地域、 因島洲江町にあつては字大高下、字深久保、字 白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町 にあつては林(字東沖田(一二一四の一番地か ら一二三五番地までの地域に限る。)、字大新 開及び字三軒屋(それぞれ県道生口島循環線以 北の地域に限る。)の地域に限る。)及び名荷 (字井柳、字大坂田、字小坂田及び字鴨居(そ れぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。) の地域に限る。)の地域に限る。) 第四種 工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並		
区域	区域 びに向島町 (字胡崎の地域に限る。)のうち用途地域の定めのない地域		

備考:「住居専用地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域を、「住居地域等」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層専用地域、第2種中高層専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域を、「商業地域等」とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域を、「工業地域及び工業専用地域」とは第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域をいう。